

16 地震防災対策の充実強化について

(財務省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【提言の内容】

- (1) 県民の日常生活や社会活動を支える社会基盤施設である上下水道、道路、河川、海岸、港湾などの公共構造物及び防災拠点となる施設や県民が利用する公的施設の耐震化の促進を図ること。
- (2) 地震時に発生する津波に迅速に対処できるよう、津波到達時間の短い地域については、水門等の閉鎖が確実に行えるよう、改良等の促進を図ること。
- (3) 海抜ゼロメートル地域における湛水防除事業等は、地震防災対策としても重要であるので、必要な事業の促進を図ること。
- (4) 地震予知体制の確立に向けて、地震予知観測網の整備充実及び活動メカニズムの解明並びに予知の確度の向上等に関する調査・研究の推進を図ること。
- (5) 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国と地方自治体、防災関係機関が総合調整等を行う基幹的広域防災拠点を、交通ネットワークの結節点に位置し空港機能を活用できる「県営名古屋空港」周辺に整備すること。
- (6) 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」の期限を延長すること。

(背景)

- 平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成21年8月の駿河湾を震源とする地震など、近年、国内で大規模地震が多く発生している。本地域においても、1854年の安政東海地震から約150年間経過し、東海地震の発生の切迫性が極めて高くなっている。また、東南海地震に関して、平成19年1月に、国により今後30年以内の発生確率が60～70%と発表されるなど、震災への不安が高まっている。

- こうした中で、本県では、名古屋市を含む45市町村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、57市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。
 - また、本県では、国の地震防災戦略を踏まえ、平成19年度から26年度までの8年間で、地震被害（死者数及び経済被害額）半減をめざす具体的な目標を設定し、被害の軽減に向け取組むための行動計画「第2次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、全庁を挙げて地震防災対策の推進に取り組んでいる。
 - 施設整備の財政面の大きな柱である地震財特法は、平成22年3月までの时限立法となっているが、今後も実施すべき事業が残されている。また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、避難地の整備、各種防災資機材の整備等をより一層推進する必要が生じている。

(参 考)

愛知県内の推進地域及び強化地域

